

令和4年12月9日

一般社団法人京都府保育協会会員の皆さま

一般社団法人京都府保育協会
会長 楠 文範
京都府保育士会
会長 笠置 英恵

保育園・認定こども園における虐待行為に関して

日頃から、当協会の取組みにご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。また、子どもたちのため、新型コロナウイルス感染防止等の安全対策を講じつつ、質の高い教育・保育の提供に向けご尽力をいただいております、感謝申し上げます。

さて、この度、保育園・認定こども園において、複数の虐待事案が確認されました。

私たちの取り組む次世代育成の仕事は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、社会の根幹を形づくる極めて尊いものです。そしてその質は、保育士・保育教諭等の力量に委ねられています。

保育所保育指針の第5章には、保育所職員に求められる専門性として、「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。」と示されており、その趣旨は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領でも同様です。

皆さま方におかれましては、今一度、基本に立ち返り、上記指針等とあわせ、児童憲章や全国保育士会倫理綱領をご確認いただくなど、今後とも、安全で質の高い教育・保育を行う取組を進めていただきますよう、お願いいたします。

(添付資料)

- ▶児童憲章
- ▶全国保育士会倫理綱領